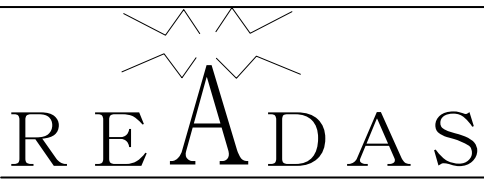


第 5825 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 27日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 駐車違反に係る交通反則金、レッカー代

**Q**：先日、当社の従業員が業務中（得意先への商品の納入の際）に駐車違反をし、交通反則金のほか、レッカー代・駐車料金等の徴収金を支払うことになり、会社が負担しました。これらの費用は税務上どのように取り扱われますか？

**A**：交通反則金は損金の額に算入されませんが、レッカー代・駐車料金等の徴収金は給与以外の損金の額に算入することができます。

### 【解説】

法人税法では、法人の役員又は使用人に課された罰金等（交通反則金）を法人が負担した場合、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してなされた行為等に対して課されたものであるときは、法人の損金の額に算入されず、業務遂行中以外のものであるときは、役員又は従業員に対する給与とされます。

一方、レッカー代・駐車料金等の徴収金は車両の移動・保管・公示その他の措置に要した実費をその車両の運転者又は所有者等に負担させるものであり、法人税法で規定する罰金等には該当しません。したがって、法人の業務遂行中のものである等、法人がその徴収金を負担することにつき相当の理由があるときは、法人が負担した徴収金は給与以外の損金の額に算入されます。

ご質問の場合は、業務の遂行に関連してなされた行為等に対して課されたものですから、交通反則金は損金の額に算入されませんが、徴収金は給与以外の損金の額に算入することができます。

